畜産振興事業補助実施要綱

地方競馬全国協会

地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱

(昭和 53 年 11 月 14 日 53 地全協畜第 1793 号) 最終変更令和7年1月 31 日令和6地全協畜第 99 号

(趣旨)

第1条 地方競馬全国協会(以下「協会」という。)は、国、地方公共団体の畜産振興に関する方針に即して、畜産振興諸施策を円滑化し、若しくは補完し又は先駆的役割を果たすことを目的として、第2条第3項に掲げる団体が行う馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業を実施するのに要する経費について、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助の対象とする事業(地方競馬全国協会業務方法書第32条に規定する事業をいう。以下「補助事業」という。)の選定及び実施並びに補助の方法等に関しては、この要綱の定めるところによる。

(補助事業の選定の基準)

- 第2条 補助事業は、前条の補助の目的に即し、国、地方公共団体が行う畜産振興諸施策との整合性に充分配慮するとともに、次に掲げる項目に重点を置いて選定するものとし、補助事業の実施期間は、別表に掲げる事業ごとに定める期間とする。
 - (1) 農業振興地域、酪農・肉用牛生産近代化計画策定市町村、国の行う生産振興総合対策の地域農業マスタープラン策定市町村等、国又は地方公共団体が農業又は畜産の振興を図ることとしている地域において行われる事業であること。
 - (2) 都道府県の区域内を事業地区とする団体が実施する事業にあっては、都道府県の適切な指導を受けられるものであるとともに、都道府県等が積極的に推進する事業であること。
 - (3) 事業の必要性が高く、補助の成果を期待しうるものであること。
 - (4) 事業の実施の確認が困難でないものであること。
- 2 補助事業の範囲は、別表に掲げる馬の改良増殖の推進、畜産の経営又は技術の指導、 畜産経営の合理化及び家畜・畜産物等の流通合理化に係る事業、その他畜産の振興 上特に必要と認めるものとする。
- 3 補助事業を行う事業主体(以下「事業実施主体」という。)は、次に掲げる団体の中から、協会に設置する畜産振興補助事業に係る審査委員会の審査を経て、協会が事業実施主体候補者として決定し、その後補助金の交付の決定を行った団体とする。
 - (1) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は特定非営利活動法人
 - (2) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人
 - (3) 農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその総株主の議決権(株主総会において議決することができる事項の全部

につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 879 条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式に係る議決権を含む。)の過半数を有する法人

(4) 農業を主たる事業として営み、かつ、養畜の業務を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法第575条第1項に規定する持分会社

ただし、株式会社にあっては、株主の総数が 50 人以下であり、かつ、公開会社(会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でないものとし、持分会社にあっては、その法人の常時従事者たる社員(その法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。)が、業務を執行する社員の数の過半を占めていること。

- (5) 畜産業を営む個人が直接の主たる構成員となっている団体 ただし、当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること。
 - ア 目的として、共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上 に資する旨の規定を含んでいること。
 - イ 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続きを明らかにしていること。
 - ウ 意思決定の機関及びその方法についての定めがあり、意思決定に対する構成員 の参加を不当に差別していないこと。
 - エ 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
 - オ 収支計算書及び会計帳簿を作成している等、財務及び会計に関し必要な事項を 明らかにしていること。
- (6) 高等学校又は大学(大学共同利用機関法人を含む。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協会が適当と認める団体
- 4 補助の対象は、別表に掲げるものとし、次に掲げる経費については補助しない。
 - (1) 現に国等の行う補助の対象となっているものに要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)
 - (2) 土地、建物又は構築物の買収又は貸借に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)
 - (3) 建物又は構築物の増・移・改築、模様替、併設、合体又は更新に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)
 - (4) 物品の更新又は古品の購入に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)
 - (5) タクシー及びレンタカーによる移動に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)

(補助金の額の算出の方法)

第3条 補助金の額は、各事業について別表に掲げる補助率等により算出した額以内の額とする。

(補助事業の実施)

第4条 補助事業は、当該事業を実施するその年の4月1日以後に開始し、翌年の3月 31 日までに完了しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事情があって第8条 第3号の承認を受けた場合又は事業実施主体候補者の会計年度が協会と異なる場合で あって、協会が事業の円滑な実施を図るため特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助事業の選定の申請)

- 第5条 補助事業の選定の申請をする者は、別紙様式第1号による選定申請書に様式に定める書類を添付のうえ、協会が定める期日までに協会に提出しなければならない。ただし、 やむを得ない事由によるものであって協会が特に認める場合にあっては、この限りでない。
- 2 補助事業の選定の申請をする者は、前項の規定による選定申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にはこの限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 協会は、前条第1項の規定により補助事業の選定の申請があった事業につき適当 であると認めたときは補助事業として選定のうえ補助金の交付の決定をする。この場合に おいて、適正な補助事業が行われるようにするために必要があるときは、補助事業の選 定の申請に係る事項につき修正を加えることがある。

(補助事業の着工又は着手)

- 第7条 施設整備事業の着工(機械の発注を含む。)は、当該年度の補助金の交付の決定に基づいて行うものとする。ただし、交付の決定前に、事業実施主体候補者から別紙様式第2号によりその理由を明記した事前着工に係る協議があり、協会が、地域の実情に応じ、事業の効率的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ないものと認めた場合は、交付の決定の通知を受けた範囲において補助の対象とすることができる。
- 2 施設整備事業以外の事業の着手は、当該年度の補助金の交付の決定に基づいて行う ものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情によ り、交付の決定前に、事業実施主体候補者から、別紙様式第3号によりその理由を明記 した事前着手届の提出があった場合は、交付の決定の通知を受けた範囲において補助

- の対象とすることができる。
- 3 事業実施主体候補者は、第1項又は第2項のただし書により補助事業の事前着工又は 着手をする場合、選定申請内容の一部又は全部について交付の決定がされない場合が あること、及び補助金の交付の決定までのあらゆる損失等について自らの責任とすること を了知の上で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付の条件として付する事項は、別表に掲げる補助事業の要件及び次に掲げる事項とする。

この場合において、補助事業の要件に規定する事業の規模は、補助事業の実施場所ごとのものとする。

- (1) 事業実施主体は、協会が指定した経費に係る補助金については、相互に流用しないこと。
- (2) 事業実施主体は、次のいずれかに該当する場合には、別紙様式第4号による変更承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けること。
 - ア 協会が指定したものの数量について、その2割を超えて変更しようとする場合
 - イ 協会が指定したものの実施場所を変更しようとする場合
 - ウ 協会が指定したものの主要構造を変更しようとする場合
 - エ その他、当該年度の畜産振興事業補助実施細則(以下「細則」という。)に定める場合
- (3) 事業実施主体は、補助事業が当該年度末までに完了する見込みがない場合には、 別紙様式第5号による延期承認申請書を当該年度2月末日までに協会に提出して承 認を受けること。
- (4) 事業実施主体は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び遂行状況を記載した書類をすみやかに協会に提出して指示を受けること。
- (5) 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止したときは、別紙様式第6号による 中止又は廃止報告書を15日以内(当該年度3月31日までを期限とする。)に協会に提 出すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか補助金の交付の目的を達成するため必要と認めて付する事項

(補助金の交付の決定の通知)

- 第9条 協会は、第6条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、補助事業の選定の申請をした者に補助事業として選定した旨並びに補助金の交付の決定の内容及び前条の規定により協会が付した条件を通知する。
- 2 協会は、前条第2号の規定により変更の承認をしたときは、事業実施主体に対し変更し

た交付の決定の内容を通知する。

(補助事業の選定の申請の取下げ)

第10条 補助事業の選定の申請をした者は、前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその理由を記載した別紙様式第7号による選定申請取下げ書を協会に提出して申請の取下げをすることができる。この場合には、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による補助金の交付の決定の取消し等)

- 第11条 協会は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 協会は、前項の規定により取り消し、又は変更したときは、その内容を事業実施主体に通知する。

(事業実施主体の名称、代表者又は所在地変更)

- 第 12 条 事業実施主体候補者又は事業実施主体がその名称を変更した場合にあっては、 すみやかに別紙様式第8号による名称変更報告書を協会に提出しなければならない。
- 2 補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体がその代表者又は所在地を変更した場合にあっては、すみやかに別紙様式第9号による変更報告書を協会に提出しなければならない。

(補助事業の完了等の報告)

- 第 13 条 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、別紙様式第 10 号による完了報告書に様式に定める書類を添付のうえ、補助事業の完了の日から起算して2か月を経過した日までに協会に提出しなければならない。
- 2 事業実施主体は、補助事業完了時における前項に基づく報告書の提出にあたっては、 別紙様式第1号の事業・計画目標等に照らして、その事業実施状況等を評価し、その結 果を別紙様式第11号による個別評価結果等報告書により、補助事業の完了日から起算 して2か月を経過した日までに協会に提出しなければならない。
- 3 第5条第2項ただし書の規定により補助事業の選定の申請をした事業実施主体は、第1項の規定による完了報告書の提出にあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならな

V

4 第5条第2項ただし書の規定により補助事業の選定の申請をした事業実施主体は、第1項の規定による完了報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式第12号による仕入れに係る消費税等相当額報告書により確定した日から起算して2か月を経過した日までに協会に報告するとともに、協会からの指示に基づきこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合にあっても、その状況等について、次条の確定の通知のあった日の翌年6月30日までに別紙様式第12号により協会に報告しなければならない。

(補助金の額の確定とその通知)

第 14 条 協会は、前条第1項の規定による完了報告書の提出を受けた場合には、当該報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、交付の決定をしたときの補助金の額(第9条第2項の規定による交付の決定の変更又は第 11 条第2項の規定による取消し若しくは変更をしたものについてはその額)の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し事業実施主体に通知する。

(補助金の交付の方法)

- 第 15 条 補助金の交付は、精算払の方法による。ただし、協会が特に必要と認めた補助 事業については、概算払をすることがある。
- 2 事業実施主体は、前項ただし書きによる概算払を必要とする場合は、別紙様式第 13 号による概算払交付申請書を協会に提出すること。

(補助金の交付の決定の取消し)

- 第 16 条 協会は、事業実施主体が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 2 協会は、協会の交付する補助金の全部又は一部を財源として当該補助金の交付の目的に従って交付される補助金(以下「間接補助金」という。)の交付の対象となる事業(以下「間接補助事業」という。)を行う者(以下「間接補助事業者」という。)が、間接補助金を他の用途に使用し、又は間接補助事業に係る補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反した場合には、事業実施主体に対し当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後において も適用する。

4 協会は、補助金の交付の決定の取消しをしたときは、事業実施主体に通知する。

(補助金の返還)

- 第17条 事業実施主体は、第11条又は前条の規定による取消しを受けた場合において、 すでに補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める 納期日までに、補助金を返還しなければならない。
- 2 事業実施主体は、第 19 条第2項の規定による承認を受けようとする場合、協会が別に付した条件において返還すべき補助金があるときは、協会の定める納期日までに補助金を返還しなければならない。
- 3 事業実施主体は、第 14 条の規定により補助金の額が確定された場合において、すで にその額を超える補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、 その定める納期日までに、その超える部分の補助金を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金の納付)

- 第 18 条 事業実施主体は、第 16 条の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。
- 2 事業実施主体は、第 13 条第4項又は前条の規定により協会に補助金を返還しなければならない場合において、当該補助金の納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。
- 3 前2項の場合において、協会がやむを得ない事情があると認めたときは、加算金若しく は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(財産処分の制限)

- 第 19 条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定するものを、協会の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、 廃用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、協会が細則に定める期間を経過した場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により協会の承認を受けようとするときは、別紙様式第 14 号による財産処分 承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認にあっては、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付することがある。
- 4 財産処分に伴う事務取扱については細則に定める。

(報告の徴収)

- 第20条協会は、事業実施主体又は間接補助事業者に対し、補助事業又は間接補助事業の遂行状況、補助事業又は間接補助事業の経理等に関する報告を求めることがある。
- 2 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が前条第1項の規定により指定したものの全部又は一部が、天災地変その他やむを得ない事由により滅失した場合には別紙様式第 15 号による滅失報告書、移転又は移築した場合にはその旨を記載した書類を、原因となる事由が発生した日から1か月以内に協会に提出しなければならない。ただし、協会が細則に定める期間を経過した場合は、この限りでない。
- 3 事業実施主体は、補助事業により取得した財産であって協会が指定したものについて、 当該補助事業年度(当該補助事業について第6条の規定による交付の決定のあった日 の属する年度をいう。)の翌年度以降3年間その利用状況につき翌年の8月 31 日までに 別紙様式第 16 号による利用状況報告書を協会に提出しなければならない。

(補助事業及び間接補助事業の監査)

- 第 21 条 協会は、補助事業及び間接補助事業の適正を期するため必要があるときは、監査を行う。この場合には、事業実施主体及び間接補助事業者はこれを拒んではならない。
- 2 協会が特に指定した事業については、公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)第1条の3第3項に規定する監査法人による監査を実施することがある。

(申請書及び通知書等の経由)

第22条 都道府県の区域内を事業地区とする団体に係る補助事業について、補助事業の 選定の申請をする者又は事業実施主体から協会に提出する書類及び協会から補助事 業の申請をした者又は事業実施主体に送付する書類は、その団体の主たる事業所の所 在地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

(帳簿等の保管)

第23条 事業実施主体又は間接補助事業者は、補助事業又は間接補助事業に係る書類並びに収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、第14条の規定による確定通知を受理した日の属する年度の翌年度から起算して5年間(第19条第1項ただし書の規定により協会が処分制限期間を定めた財産にあってはその期間(その期間が5年を下回るときは5年間))整理保管しなければならない。

(雑則)

第 24 条 補助事業について、補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体がこの 要綱の規定により協会に提出する書類は、1部とする。

- 2 協会は、補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体にこの要綱に規定する提出書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 3 補助事業の選定及び実施並びに補助の方法に関しては、この要綱に定めるほか、必要な事項は細則に定める。

附 則(令和5年3月27日)

- 1 この要綱の一部変更は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の一部変更による変更後の規定は、令和5年度以降の補助事業から適用し、令和4年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。
- 3 この変更の実施の際現に存する変更前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和5年4月1日)

- 1 この要綱の一部変更は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の一部変更による変更後の規定は、令和5年度以降の補助事業から適用し、 令和4年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月19日)

- 1 この要綱の一部変更は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の一部変更による変更後の規定は、令和6年度以降の補助事業から適用し、令和5年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。
- 3 この変更の実施の際現に存する変更前の様式による用紙については、当分の間、これ を取り繕って使用することができる。

附 則(令和7年1月31日)

- 1 この要綱の一部変更は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の一部変更による変更後の規定は、令和7年度以降の補助事業から適用し、令和6年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。
- 3 この変更の実施の際現に存する変更前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別 表

畜産振興事業補助実施要綱別表

補助 事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
I 馬の 改良増殖 推進事業	(1) 登録推進 家畜改良増殖法に基づく登録業務であること。	第2条第3項 各号に掲げ る団体	登録推進費	定額	令和3年度から 5年間以内
	(2) 重種種馬の導入 ア 導入する種馬は、公益社団法人日本馬事協会の登録規程(以下「登録規程」という。)に基づく輓系馬であること。 イ 導入する種馬は、細則に定める登録を受けていること。 ウ 導入する種馬のその他の要件は細則に定める。	第2条第3項各号に掲げる団体	種馬導入費	定額	令和3年度から 5年間以内

補助 事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
	(3) 重種種雌馬の改良増殖推進				
	① 奨励金交付事業 ア 都道府県の馬産振興計画に基づき実施されるものであり、確かな飼養 管理等の技術指導者がいること。 イ 次のいずれかの事業を実施していること。	第2条第3項各号に掲げる団体	種雌馬奨励費	定 額 (細則に定め る額)	令和3年度から 5年間以内
	(ア) 純粋種の重種種雌馬を自ら導入若しくは自家保留するか、又は 導入若しくは自家保留した飼養者に対して純粋種種雌馬繁殖奨励 金を交付する事業 (イ) 重種種雌馬(純粋種を除く。)を自ら導入若しくは自家保留する		重種馬生産者支援体制強化費	定 額 (細則に定め る額)	
	か、又は導入若しくは自家保留した飼養者に対して重種種雌馬繁殖奨励金を交付する事業 (ウ) 地方競馬で行われるばんえい競馬において出走歴を持つ種雌				
	馬を自ら導入若しくは自家保留するか、又は導入若しくは自家保留 した飼養者に対してばんえい競馬出走馬繁殖奨励金を交付する事業				
	ウ 奨励金の対象となる重種種雌馬(①のイの(ウ)を含む)は、次の要件を満たすものであること。 (ア)登録規程に基づく血統登録を受けた馬であって、①のイの(ア)及び(イ)にあっては輓系馬であること。				
	(イ) 登録規程に基づく繁殖登録について、当該年(当該年度の4月1日を含む1月1日から12月31日までをいう。)に登録を受けたもの、 又は既に登録を受けたものであって当該年に導入したものであること。				
	(ウ) 年齢について、1歳以上で、繁殖登録時4歳以下(既に繁殖登録 を受けたものにあっては導入時4歳以下)であること。ただし、ばんえ い競馬の出走馬にあっては、繁殖登録時9歳以下(既に繁殖登録				
	を受けたものにあっては導入時9歳以下)であること。 (エ) 当該年から起算して3年間、繁殖の用に供されること。 エ 奨励金の交付対象となる重種種雌馬のその他の要件は細則に定め				

補助 事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
	ි				

補助 事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
	② 導入貸付事業 ア 都道府県の馬産振興計画に基づき実施されるものであり、確かな飼養管理等の技術指導者がいること。 イ 次のいずれかの事業を実施していること。 (ア) 純粋種の重種種雌馬を導入し、飼養者に3年以上(導入時、当歳の場合は4年以上)の貸付契約により貸し付ける事業 (イ) 重種種雌馬(純粋種を除く。)を導入し、飼養者に3年以上(導入時、当歳の場合は4年以上)の貸付契約により貸し付ける事業 (ウ) 地方競馬で行われるばんえい競馬において出走歴を持つ種雌馬を導入し、飼養者に3年以上の貸付契約により貸し付ける事業 ウ 導入費の対象となる重種種雌馬(②のイの(ウ)を含む)は、次の要件を満たすものであること。 (ア) 登録規程に基づく血統登録を受けた馬であって、①のイの(ア)及び(イ)にあっては輓系馬であること。 (イ) 登録規程に基づく繁殖登録について、当該年(当該年度の4月1日を含む1月1日から12月31日までをいう。)に登録を受けたもの、又は既に登録を受けたものであって当該年に導入したものであること。 (ウ) 年齢について、繁殖登録時4歳以下(既に繁殖登録を受けたものにあっては導入時4歳以下)であること。ただし、ばんえい競馬の出走馬にあっては、繁殖登録時9歳以下(既に繁殖登録を受けたものにあっては導入時9歳以下)であること。 (エ) 当該年(導入時、当歳の場合は当該年の翌年)から起算して3年間、繁殖の用に供されること。 エ 導入費の対象となる重種種雌馬のその他の要件は細則に定める。	第2条第3項各号に掲げる団体	重種馬生產者支援体制強化費	定 額 (細類) 定 細則に定 額 (細類) の で (細類) の で (細類) の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	令和3年度から5年間以内

補助 事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
	(4) 重種馬の繁殖奨励 ① 優良種雄馬繁殖奨励 種雄馬の維持活用を図るため、次の事業を実施していること。 種雄馬の維持活用を図るため、細則に定める要件を満たす種雄馬を自ら管理するか、又は飼養する者に対して種付奨励金を交付する事業	第2条第3項各号に掲げる団体	種付奨励費 重種馬生産者支 援体制強化費	定額 (細則に定め る額) 定額 (細則に定め る額)	令和3年度から 5年間以内
	② 子馬生産奨励 重種馬の生産を促進するために、次の事業を実施していること。 重種馬の生産を促進するため、細則に定める要件を満たす重種馬を 自ら生産したか、又は生産した者に対して生産奨励金を交付する事業	第2条第3項 各号に掲げ る団体	生産奨励費 重種馬生産者支 援体制強化費	定額 (細則に定める額) 定額 (細則に定める額)	令和3年度から 5年間以内
	 ③ 改良促進奨励 重種馬のけん引能力の改良促進又は優良種雌馬の資源確保を図るために、次のいずれかの事業を実施していること。 [優良種雄馬改良促進奨励] 重種馬のけん引能力の改良を図るため、細則に定める要件を満たす種雄馬を自ら管理していたか、又は飼養していた者に対して奨励金を交付する事業 [優良種雌馬改良促進奨励] 重種馬のけん引能力の改良を図るため、細則に定める要件を満たす種雌馬を自ら管理していたか、又は飼養していた者に対して奨励金を交付する事業 	第2条第3項各号に掲げる団体	優良種雄馬 改良促進奨励費 優良種雌馬 改良促進奨励費 重種馬生産者支 援体制強化費	定 額 (細額) 定 細額) 定 細額) 定 細額) 定 細額) 定 細額) の で の の の の の の の の の の の の の の の の の	令和3年度から5年間以内

補助 事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
	④ 生産技術指導 ア 都道府県の馬産振興計画に基づき重種馬の生産振興のための生産 技術指導に係る奨励金(以下「指導奨励金」という。)を交付しているこ と。 イ 細則に定める要件を内容とする指導奨励金交付規程を定めているこ と。	第2条第3項各号に掲げる団体	指導奨励費 推進事務費	定額定額	令和3年度から 5年間以内
	(5) その他 馬の改良増殖に資するため必要であると認められるもの。 個別事業の要件は細則に定める。	細則に定め る団体	細則に定める経 費	予内類事率し定める。	事業の内容により細則に定める。

補助 事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
Ⅱ 畜産 経営技術 指導事業	(1) 地域畜産支援指導等体制強化 都道府県の支援を受けて、自らの体制強化と細則に定める要件を満た す次のいずれかの事業を実施していること。	第2条第3項 各号に掲げ る団体			令和7年度から 3年間以内
	ア 畜産経営の支援体制の強化を図る事業		業務費	定額	
	イ 地域畜産の活性化、安全かつ安定的な食の提供に資するための事業		体制強化費	定額	
	ウ 馬事普及啓発の推進体制の強化を図る事業				
	上記アからウまでの事業に準ずる業務及び都道府県において上記事 業の事業実施主体の業務を円滑かつ適正に実施するための指導を実施 していること。		業務費	定額	令和7年度から 3年間以内
		(2回体)	体制強化費	定額	

補助 事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
	(2) その他 研修、講習等畜産経営技術指導に資するため特に必要であると認められるもの。 個別事業の要件は細則に定める。	細則に定める団体	細則に定める経 費	·	

補助 事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
Ⅲ 畜産 経営合理 化事業 1 酪農生 産対策	酪農生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。 個別事業の要件は細則に定める。	細則に定め る団体	細則に定める経 費	予内類事率し定める。	事業の内容に より細則に定 める。
2 肉用牛生産対策	肉用牛生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。 個別事業の要件は細則に定める。	細則に定め る団体	細則に定める経費	予内類事率し定める。	事業の内容に より細則に定 める。
3 中小家 畜の生産 対策	中小家畜の生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。個別事業の要件は細則に定める。	細則に定め る団体	細則に定める経 費	予内類事業 のおののを を を は と める。	事業の内容に より細則に定 める。

補助 事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
4 草地・ 飼料の有 効利用推 進	草地・飼料の有効利用に資するため特に必要であると認められるもの。 個別事業の要件は細則に定める。	細則に定め る団体	細則に定める経費	予内類事率し定のおののののののののののののののののののののののののののののののののののの	事業の内容に より細則に定 める。
5 家畜の 飼養環境 改善	家畜の飼養環境改善に資するため特に必要であると認められるもの。個別事業の要件は細則に定める。	細則に定め る団体	細則に定める経費	予内類事率し定のおののを細動のがある。	事業の内容により細則に定める。
6 家畜衛生推進	家畜衛生推進に資するため特に必要であると認められるもの。個別事業の要件は細則に定める。	細則に定め る団体	細則に定める経費	予内類事率でのおが、一次のののではのののででである。	事業の内容により細則に定める。

補助 事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
7 その他	畜産経営合理化に資するため特に必要であると認められるもの。 個別事業の要件は細則に定める。	細則に定め る団体	細則に定める経 費		より細則に定

補助 事業名	補助事業の要件	事業実施 主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
IV 家畜 畜産物等 流通合理 化事業	家畜畜産物等流通合理化に資するため特に必要であると認められるもの。個別事業の要件は細則に定める。	細則に定め る団体	細則に定める経 費	予算の知識を知る。 からのでは、 ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	事業の内容に より細則に定 める。
V その 他畜産振 興事業	馬事・畜産に関する知識の普及その他畜産の振興に資するため特に必要であると認められるもの。 個別事業の要件は細則に定める。	細則に定め る団体	細則に定める経 費	予算に類似の 類との が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	事業の内容に より細則に定 める。

別 紙 様 式

00年度畜産振興事業選定申請書

oo年oo月oo日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地名 称代表者氏名

○○年度において下記のとおり事業を実施したいので、畜産振興事業補助実施要綱第 5条第1項の規定により補助事業の選定の申請をいたします。また、選定のうえは、この補助事業に係る補助金○,○○○円の交付方よろしくお願いいたします。

なお、補助金の交付の決定のうえは、同要綱の各規定及び特に付された条件等に従って補助事業を実施することを誓約いたします。

記

- 1 事業実施主体の内容
- (1) 設立年月日 00年00月00日
- (2) 組合又は会の区域
- (3) 組合員又は会員数 (00年00月00日現在)
- 2 補助事業名
- 3 補助事業を必要とする理由
- 4 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に	1	補 助 金		自己	借入金	寄付 その	借入金の	備考
四刀	要する経費	協会	(都道府県)		資金	16/ 12	他	担保状況	佣石
	円	円	円	円	円	円	円		
計									

- (注) ア 仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とし、備考欄に「含む税額」と明示すること。
 - イ 消費税及び地方消費税仕入控除の適用を受けない場合は、備考欄に「税該当なし」と明示すること。
- 5 補助事業の完了期日 00年00月00日
- 6 補助事業の実施場所

- 7 補助事業における受益対象者または効果の範囲
- 8 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画・目標
- (1) 成果指標(※1)

項目	単位	基準値 ※2 (○年度)	※3 当該年度目標	中長期目標 ※ 4 (○年度)	検証 ※ 5 データ等

- (2) 上記指標を成果指標として設定した理由
- (3) 実施計画(※6)
- (4) 直接指標(※7)

項目	基準値※2		※3	最終年度目標 ※ 8	検 証 5
	(○年度)		当該年度目標	(○年度)	データ等

- (※1) 事業の実施によって最終的(将来的)に達成すべき成果(アウトカム)を指標とすること。可能であれば(3)実施計画の区分ごとに対応する項目を設定すること。
- (※2) 初年度の事業開始前の数値(直近の値)を記載すること。
- (※3) 当該年度末時点の目標値を記載すること。
- (※4) 事業開始から5~10年後を目安とした中長期の目標値を記載すること。
- (※5) 基準値や目標の根拠となったデータについて記載すること。
- (※6) 事業の区分(事業における取り組みの柱立て)ごとに、当該年度の実施計画を具体的に記載すること。
- (※7) 事業の実施によって直接的に提供されるサービス、情報、開発される技術、実施される研修会等の具体的数値(アウトプット)を指標とし、(3)実施計画の区分ごとに対応する項目を設定すること。
- (※8) 事業期間における最終年度末時点の目標値を記載すること。
- 9 補助事業の内容及び所要経費
 - (1)補助事業の内容
- (2)補助事業の所要経費 別紙様式第17号の1のとおり
- 10 補助金振込先予定金融機関名

金融機関名000(金融機関コード000) 000支店(支店コード0000) 普通・当座 口座Ng 0000号 口座名義 000000(フリガナ)

11 添付書類

技術料を補助の対象とする事業にあっては、当該事業に係る技術料調書〔計画〕(別紙様式第18号の1)を添付すること

その他「畜産振興事業 補助実施細則」に記載の書類を添付すること

○○年度畜産振興事業事前着工の協議について

00年00月00日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地名 称代表者氏名

○○年度において、畜産振興事業の選定申請を予定(又は、選定申請を)しておりますので、 下記条件を了承のうえ、地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱第7条第1項の規 定に基づき、別添の内容について協議を申し入れます。

記

- 1 補助事業の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は補助事業の選定申請を予定(又は、選定申請を)している者が負担すること。
- 2 補助事業として一部若しくは全部が選定されない場合又は補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請予定額(又は、交付申請額)に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 概算事業費に含まれていない項目については、原則として、補助の対象にならないこと。
- 4 この協議が整うまでは着工しないこと。

※別添として以下の内容を記載した書類をあわせて提出すること。

事業実施主	事業名	事業内容	概算事業費	着工予定	完了予定	事前着工
体候補者名		尹 未四分	似异 尹未負	年月日	年月日	の理由

○○年度畜産振興事業事前着手の届け出について

00年00月00日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地名 称代表者氏名

○○年度において、畜産振興補助事業の選定申請を予定(又は、選定申請を)しておりますので、下記条件を了承のうえ、地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱第7条第2項の規定に基づき、別添の内容について届け出ます。

記

- 1 補助事業の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は補助事業の選定申請を予定(又は、選定申請を)している者が負担すること。
- 2 補助事業として一部若しくは全部が選定されない場合又は補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請予定額(又は、交付申請額)に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 概算事業費に含まれていない項目については、原則として、補助の対象にならないこと。

※別添として以下の内容を記載した書類をあわせて提出すること。

	事業実施主 体候補者名

00年度畜産振興事業変更承認申請書

00年00月00日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地 名 称 代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協畜補第○○号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第8条第2号の規定により申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業に要する経費の配分及び負担区分※交付決定通知に記載の金額を0書きで上に書くこと。

	展点 補助事業に		補助金			/#- 1 A	寄付	借入金の	/#= #
区分	要する経費	協会	(都道府県)		自己 資金	借入金	寄付 その他	担保状況	備考
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)		
	円	円	円	円	円	円	円		
計									

- 3 変更する理由
- 4 変更する内容
 - (1) 指定したものの数量の2割を超えるもの

区 分	名 称	数量(面積、長さ、頭数、回数、人数等)
変更前		
変更後		

(2) 指定したものの実施場所の変更

区分	実施場所	市街化区域内外の別	土地・施設確保の状況
変更前			
変更後			

(3) 指定したものの主要構造の変更

区 分	名 称	構	造
変更前			
変更後			

(4) その他細則に定めるものの変更

≥	区分	名	称	変 更 内 容
変	更前			
変	更後			

(注) 内容は(1)~(4)に該当するもののみを記載すること。

- 5 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画
- 6 補助事業の内容及び所要経費

7 添付書類

選定申請書に添付したもので、その後変更のあったものについては変更後の書類又 は図面

00年度畜産振興事業延期承認申請書

00年00月00日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地 名 称 代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協畜補第○○号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業について下記の理由により、予定の期間内に完了の見込みがないので、完了期日の延期を承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第8条第3号の規定により申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 延期する内容及び理由
- 3 延期後の完了年月日 00年00月00日
- 4 添付書類
 - (ア) 施設設置事業にあっては、施工者の作成した施設ごとの延期承認申請書提出時に おける工事別出来高が明らかとなる書類
 - (イ) 今後の遂行計画書(工程表)

○○年度畜産振興事業中止(廃止)報告書

00年00月00日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地 名 称 代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協畜補第○○号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記の事由により中止(廃止)のやむなきに至りましたので、畜産振興事業補助実施要綱第8条第5号の規定により報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

	補助事業に要する経費	補助金			自己	/II. → A	寄付	借入金の	
区分		協会	(都道府 県)		資金	借入金	寄付 その他	担保状況	備考
	円	円	円	円	円	円	円		
計									

3 中止(廃止)の理由

様式第7号

○○年度畜産振興事業の選定の申請の取下げ書

00年00月00日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地 名 称 代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協畜補第○○号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、畜産振興事業補助実施要綱第 10 条の規定により取り下げます。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

111 74 1 714. 27 7 G/IE274 HE274 // HE2									
区分	補助事業に 要する経費	協会	助 金		自己資金	借入金	寄付 その他	借入金の 担保状況	備考
	円	円	円	円	円	円	円		円
計									

- (注)ア 仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とし、 備考欄に「含む税額」と明示すること。
 - イ 消費税及び地方消費税仕入控除の適用を受けない場合は、備考欄に「税該当なし」と明示すること。

3 取下げの理由

様式第8号

畜産振興事業に係る事業実施主体(候補者)の名称変更報告書

00年00月00日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地 名 称 代表者氏名

畜産振興事業において、下記のとおり事業実施主体(候補者)の名称を変更したので、畜産振興事業補助実施要綱第12条第1項の規定により報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 変更理由
- 3 変更内容および変更年月日

 ×11/14° CO XX 1/17 F						
名称	新	田				
変更年月日						

4 添付書類

様式第9号

畜産振興事業に係る事業実施主体(候補者)の代表者(所在地)の変更報告書

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地 名 称 代表者氏名

畜産振興事業において、下記のとおり事業実施主体(候補者)の代表者(所在地)を変更したので、畜産振興事業補助実施要綱第 12 条第 2 項の規定により報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 変更内容および変更年月日

代表者 所在地	新	旧
変更年月日		

00年度畜産振興事業完了報告書

00年00月00日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地名 称代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協畜補第○○号による補助金の交付の決定の通知(○○年○○月 ○○日付け○○地全協畜補第○○号による変更承認通知)(○○年○○月○○日付け○○地全協畜補第○○号による延期承認通知)に基づいて下記のとおり事業を完了しましたので、畜産振興事業補助実施要綱第13条第1項の規定により報告します。

なお、併せて精算額0,000円の交付を請求します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業に要した経費の配分及び負担区分※交付決定通知に記載の金額を0書きで上に書くこと。

分子水に炙りに 食りに対水しり、										
区分	補助事業に要した経費	補助対象 事業費	補 助 金		自己	借入金	寄付	借入金の	備考	
			協会	(都道府県)		資金	旧八亚	その他	担保状況	NHI
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)		
	円	円	円	円	円	円	円	円		
計										

- (注)ア 仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とし、 備考欄に「含む税額」と明示すること。
 - イ 消費税及び地方消費税仕入控除の適用を受けない場合は、備考欄に「税該当なし」と明示すること。
- 3 補助事業の実施場所
- 4 補助事業における受益対象者または効果の範囲
- 5 補助事業を完了した期日 00年00月00日
- 6 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施状況 (注) 選定申請書の様式を参考にして記載すること。
- 7 補助事業の内容及び所要経費 (1)補助事業の内容

(2)補助事業の所要経費

別紙様式第17号の2のとおり

(注) 交付決定通知内容を参考に、備考欄には支出内容等を具体的且つ詳細に記載すること。

8 補助金振込先金融機関名

金融機関名○○○(金融機関コード○○○) ○○○支店(支店コード○○○○) 普通・当座 口座№ ○○○○号 口座名義 ○○○○○○(フリガナ)

(注) 金融機関コード、支店コードは必ず記入すること。 選定申請時又は直近の概算払申請時の金融機関名に変更がない場合は「一」を記入すること。

9 添付書類

技術料を補助の対象とした事業にあっては、当該事業に係る技術料調書〔実績〕(別紙様式第 18 号の2)を添付すること。

その他「畜産振興事業 補助実施細則」に記載の書類を添付すること。

○○年度畜産振興事業個別評価結果等報告書

00年00月00日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地名 称代表者氏名

○○年度に実施した畜産振興事業(事業名)について、下記により事業の実施状況等を評価したので、畜産振興事業補助実施要綱第13条第2項の規定により報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 事業実施主体等 (間接補助事業者を含む)
- 3 事業の概要 (事業の計画、事業の必要性、意義等を記載) (注) 選定申請書及び完了報告書の内容と整合性を図り、記載すること。
- 4 事業の評価(必要性、効率性、有効性等を具体的に記載)
 - (1) 成果指標

_,	7942144	H 1/31	※ 1	※ 1	※ 2	※ 1	※ 1
	項目	単位	基準値 (○年度)	当該年度目標	当該年度実績	中長期目標 (○年度)	検証 データ等

(2) 当該年度実績(成果指標)に対する自己評価

(3) 直接指標

, O ₇	E-15/1	H M	※ 1	% 1	※ 2	※ 1	※ 1
	項目	単位	基準値 (○年度)	当該年度目標	当該年度実績	最終年度目標 (○年度)	検証 データ等

- (4) 当該年度実績(直接指標)に対する自己評価
- (※1) 選定申請書に記載した数値等を記載すること。
- (※2) 当該年度末時点の実績値を記載すること。

5 事業の支障となっている事項及び改善事項

事業区分	支障となっている事項	具体的な改善策

- 6 都道府県又は中央団体による意見
 - (注) 当該補助事業の実施状況を踏まえ、都道府県又は中央団体の見解(評価)を記載すること。
- 7 特記事項
 - (注) 上記4~6に記載した以外の事項について、特に記載すべき事項がある場合にのみ記載すること。
- 8 添付書類 (報告上必要となる書類は、添付すること)

様式第 12 号

○○年度畜産振興事業仕入れに係る消費税等相当額報告書

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地 名 称 代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協畜補第○○号をもって交付の決定の通知(○○年○○月○○日付け○○地全協畜補第○○号による変更承認通知)(○○年○○月○○日付け○○地全協畜補第○○号による延期承認通知)のありました補助事業に係る補助金について、畜産振興事業補助実施要綱第13条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額o,ooo円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

- 1 補助事業名
- 2 畜産振興事業補助実施要綱第 14 条の補助金の額の確定額 o,ooo円 (oo年oo月oo日付けoo地全協補第oo号による額の確定通知額)
- 3 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額・・・A o.ooo円
- 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額・・・B ○,○○○円
- 5 補助金返還相当額···(B-A) 0,000円
- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その 状況を記載
- 7 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
- 8 添付書類 上記4、6及び7の内訳等が明らかとなる書類

00年度畜産振興事業概算払交付申請書

00年00月00日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地 名 称 代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協畜補第○○号をもって補助金の交付の決定の通知のありま した補助事業については、地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱第 15 条第2項 の規定により、下記のとおり概算払交付を申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

IZ	区分	補助事業に	補助金			自己	借入金	寄付	借入金の	備考
区分	要する経費	協会	(都道府県)		資金	旧八並	その他	担保状況	加力	
		円	円	円	円	円	円	円		
	計									

- (注) 選定申請書に記載した内容を記載のこと。
- 3 概算払を必要とする理由
- 4 概算払申請額の交付の決定総額に対する比率(交付率)が 50%を上回る場合、その理 由
- 5 概算払申請額

経費区分	交付の決定の額(A)	概算払申請額(B)	交付率(B/A)	備考
	円	円	%	
計	円	円	%	

- (注) 交付率は小数点以下第二位を切上げした数値を記載すること。
- 6 補助金振込先金融機関名

金融機関名000(金融機関コード000) 000支店(支店コード0000) 普诵•当座 口座№ 0000号 口座名義 000000(フリガナ)

選定申請時又は直近の概算払申請時の金融機関名に変更がない場合は「一」を記入すること。

(注) 金融機関コード、支店コードは必ず記入すること。

7 添付書類 中間状況報告書(事業の進捗状況が明らかとなるもの)

00年度畜産振興事業財産処分承認申請書

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地 名 称 代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協畜補第○○号をもって確定(交付の決定の)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり処分をしたいので、承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第19条第2項の規定により申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業に要した(する)経費の配分及び負担区分

	補助事業に	補助対象	補助金			自己	借入	寄付	借入金の	
区分	要した(する) 経費	事業費	協会	(都道府県)		資金	金	その他	担保状況	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円		
計										

- 3 財産処分する理由
- 4 財産処分の内容
 - (1) 処分しようとする財産
 - (2) 処分の方法
- 5 処分後の補助事業に関連する事業の実施計画
- 6 添付書類
 - (1) 財産処分に係る事業実施主体の総会又は役員会議事録の写し
 - (2) 当該財産の財産処分承認申請時の簿価が明らかとなる書類
 - (3) 譲渡又は交換する場合にあっては、譲渡又は交換を受ける者が協会に対して要綱の規定及び交付の決定の条件にしたがって財産を使用する旨を明記した誓約
 - (4) 貸付けする場合にあっては、借受者が貸付者に対して当該財産を当初の目的どおり 使用する旨を明記した誓約書の写し
 - (5) 担保に供する場合にあっては、借入金の使用目的、借入先、借入の条件及び返済

計画を明記した書類

(6) 補助事業により取得した家畜を廃用する場合にあっては、獣医師の診断書の写し及び補填する代替家畜を導入したことが明らかとなる書類

00年度畜産振興事業滅失報告書

00年00月00日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地名 称代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協畜補第○○号をもって確定(交付の決定)通知のありました 補助事業により取得した財産について、下記のとおり滅失したので、畜産振興事業補助実 施要綱第 20 条第2項の規定により報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業に要した(する)経費の配分及び負担区分

				<u> </u>						
	補助事業に		神	甫 助 金				寄 付		
区分	要した(する) 経費	補助対象 事業費	協会	(都道府 県)		自己 資金	借入金	っその他	借入金の 担保状況	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円		
計										

- 3 滅失した財産
- 4 滅失した理由
- 5 滅失後の補助事業に関連する事業の実施計画
- 6 添付書類
 - (1) 当該財産の滅失時の簿価が明らかとなる書類
 - (2) 家畜を滅失した場合にあっては、獣医師が作成した検案書の写し

畜産振興事業に係る ○○年度 利用状況報告書

00年00月00日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地 名 称 代表者氏名

畜産振興事業により取得した財産の利用状況について、畜産振興事業補助実施要綱第 20条第3項の規定により報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業により取得した財産の設置場所
- 3 補助事業により取得した財産の利用状況
 - (1)家畜の飼養を伴う財産

設置施設 申請時の 年間の生産 常時 ○年度年間 飼養実績 供給(種付)	
飼養能力 飼養計画 〇年 対計画比	年 備考

(注)○には当該年度の計画又は実績を記載すること

△には当該年度の前年度の実績値を記載すること

(2)家畜の飼養を伴わない財産

設置施記	<u>л</u> Х	申請時の ○年度年間		年間の 利用実績		備考
名称	員数	利用計画 (A)	△年	○年 (B)	対計画比 B/A	

(注)○には当該年度の計画又は実績を記載すること

△には当該年度の前年度の実績値を記載すること

(3)家畜導入事業により取得した財産

①補助対象家畜全体の年間種付、生産実績

		導入家畜		申請時の			年	三間の種作	力、生産領	 実績	対計画比			
事業年度	品種	頭数種		○年度 年間 飼養計画(A)		Δ	年	(E			画比 /A	備考		
		導入頭数	○年度末 現在数	種付	生産	種付	生産	種付	生産	種付	生産			

(注)○には当該年度の計画又は実績を記載すること

△には当該年度の前年度の実績値を記載すること

②補助対象馬ごとの年間種付、生産実績

事業	<i>5</i> , 0	旦 日籍		置先	○年飼養		△年度 ○年		三度		
年度	名号	品種	導入当初	〇年度末 現在	種付	生産	種付	生産	種付	生産	備考

(注)○には当該年度の計画又は実績を記載すること

△には当該年度の前年度の実績値を記載すること

- (注) 内容は(1)~(3)に該当するもののみを記載すること。
- (注) (1)~(3)に該当する内容が記載されていれば、「3 補助事業により取得した財産の利用状況」の記載は任意の様式を用いることも可とする。(その他の項目については本様式を使用すること)
- 4 添付書類 ○○年度事業報告書及び決算書

様式第 17 号の1

○年度 畜産振興事業に係る所要経費積算表【計画】

補助事業名:○○

事業実施主体候補者名:○○

ы /\			Δ	年度(申請	†)				0	年度(申請	青)	
区分	員数	単価(円)	事業費(円)	補助率	補助金額(円)	備考	員数	単価(円)	事業費(円)	補助率	補助金額(円)	備考

合 計												

⁽注) 右側○年度(申請)欄に当該年度の所要経費の計画を記載すること。

複数年度事業にあっては、左側△年度(申請)欄に当該年度の前年度申請時の所要経費を記載すること。

様式第 17 号の2

○年度 畜産振興事業に係る所要経費積算表【実績】

補助事業名:○○
事業実施主体名:○○

区分			0:	年度(申請	†)		○年度(完了)							
区 冗	員数	単価(円)	事業費(円)	補助率	補助金額(円)	備考	員数	単価(円)	事業費(円)	補助率	補助金額(円)	備考		
合 計														

⁽注) 右側〇年度(完了)欄に当該年度の所要経費の実績を記載すること。 左側〇年度(申請)に当該年度の申請時(変更承認があったものについては変更後)の所要経費を記載すること。

○年度 畜産振興事業[○○事業]に係る技術料調書【計画】

(事業実施主体候補者名:

(単位:人日、名、円、%)

			年度支給	労働	単価/日	予定単価	内 訳						合計	NAR	
区分	役員・ 職員の別	氏名	予定額	予定日数	少数以下	一円未満	NAR(〇〇事業)	国又は都道府県	その他団体	自己資金対応			負担割合 (%)	備考
	職員の別	201		口奴	切り捨て	切り捨て	人日	技術料	技術指導事務費等	技術指導事務費等	人件費	人日	年度支給 予定額	(%)	ин · Э
			Α	В	C(=A/B)	D	Е	$F(=D \times E)$	G	Н	I	В	A(=F+G+H+I)	K(=F/A)	
N A															
R															
補助事															
業															
技術料対象者															
象者															
	小計【1】	0 名	0	0	_	_	0	0	0	0	0	0	0		
														/	
4-6														/	
補助対象外の														/	
象															
の者															
19														/	
	小計[Ⅱ]	0 名	0	0	_	_	1	_	0	0	0	0	0		
合計	[I+I]	0 名	0	0	_	_	0	0	0	0	0	0	0		

○年度 畜産振興事業[○○事業]に係る技術料調書【実績】

(事業実施主体名:

(**# LD & D

															(単位:人日、名、円、%)
	役員・ 氏名 職員の別		年度支給		単価/日	実行単価	内 訳						合計	NAR	
区分		F 夕	字度文紹 実績額	総労働 日数			NAR(〇〇事業) 国又は都道府県 その他団体 自己資金対応				負担割合	備考			
	職員の別	~~			切り捨て	一円未満 切り捨て	人日	技術料	技術指導事務費等	技術指導事務費等	人件費	人日	年度支給 実績額	(96)	M 13
			Α	В	C(= A/B)	D	E	F(= D × E)	G	н	I	В	A(=F+G+H+I)	K(=F/A)	
NAR補助事業・技術料対象者													**************************************		
	小計[1]	0 名	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0	0		
														/	
補助															
補助対象外の者															
の者															
	小計[Ⅱ]	0 名	0	0	_	-	-	-	o	0	0	0	0		
合言	f[I+I]	0 名	0	0	_	1	0	0	0	0	0	o	0		

*1:時間外手当(超過勤務手当)を技術料の使用範囲に含めた場合には、該当者の時間外勤務の状況が明らかとなる証拠書類を整備保管すること。

【事業実施主体の就業規則、内部規程等において規定されている時間外勤務の管理に係る関係書類を指す。】

*2: 従事日数の算出根拠を対外的に説明できる書類を整備保管すること。